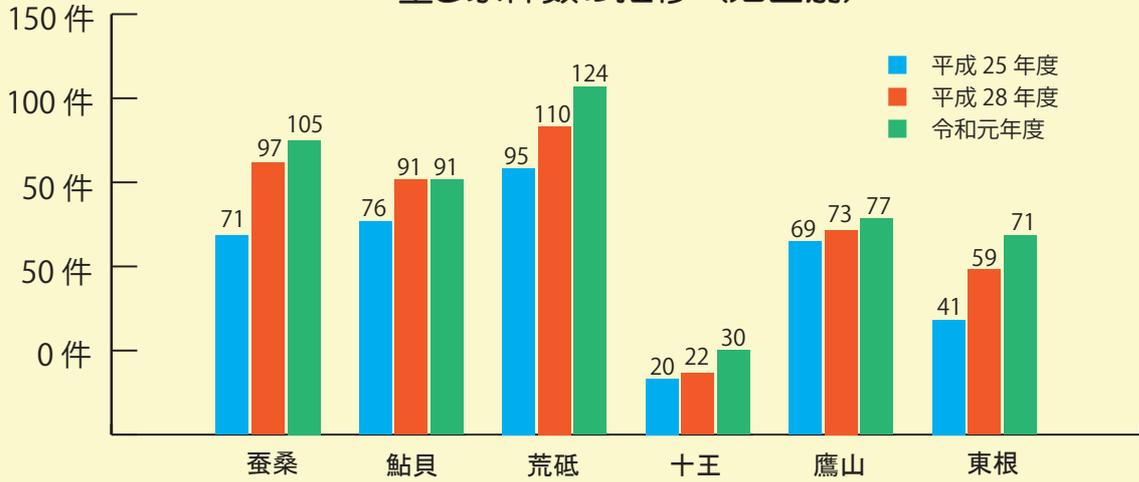
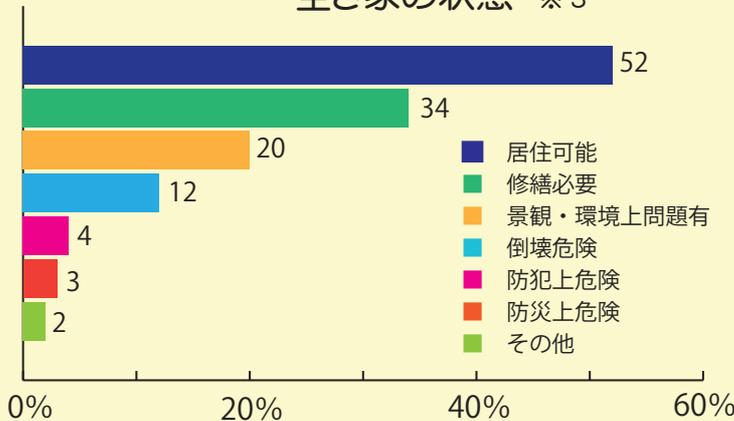


## 空き家件数の推移（地区別）



▲過去6年間で最も空き家が増加したのは蚕桑地区で、34件増加しています。鮎貝地区では平成28年から令和元年にかけて、件数の変動がありませんでした。

## 空き家の状態 ※3



空き家498件についてそれぞれ建物の状態を集計した結果、52%の空き家が「居住可能」な状態であることがわかりました。

一方、「倒壊の危険性がある」と報告のあった空き家は12%存在しており、これらの空き家に対しては空家法に基づき行政措置※4を行うなどの対策が必要となります。

全体の半分が居住可能

※3 複数の状態に該当する空き家があるため、全体の合計は100%になりません。

※4 空家等対策の推進に関する特別措置法第14条に基づき行う助言又は指導・勧告・命令・代執行のこと。

### ～空き家になる前に～

空き家は早めの対応が大切です。空き家になる前に、事前の準備や相談をしておきましょう。

#### ①建物や土地の登記の確認

法務局で登記事項証明書などを取得し、内容を確認する。  
登記事項が現状と異なる場合は、司法書士などに相談する。

#### ②相続について家族で話し合う

誰が引き継ぐのか、誰が管理するのかなど事前に決めておく。

#### ③専門家に相談

必要に応じて弁護士、司法書士、税理士などの専門家に相談し、必要な手続きを確認する。

### ～空き家を所有している方へ～

家屋は住まなくなると急激に老朽化します。老朽化によるトラブルが発生しないよう、建物の換気や清掃、敷地の草刈りや雪下ろしなどの維持管理を行ってください。管理が困難な場合は、売買や解体をご検討ください。

### ！ 空き家トラブル

空き家を放置すると建物が老朽化し、倒壊や落下物などの危険が発生します。また、住みついた動物や蜂などの害虫が発生し、近所へ迷惑をかけている事例も多数あります。空き家を放置し他人に被害を与えた場合、所有者や管理者の責任となり、損害賠償を問われることもあります。



# あなたの家は大丈夫ですか

## 空き家の実態調査を行いました

### 令和元年度空き家実態調査

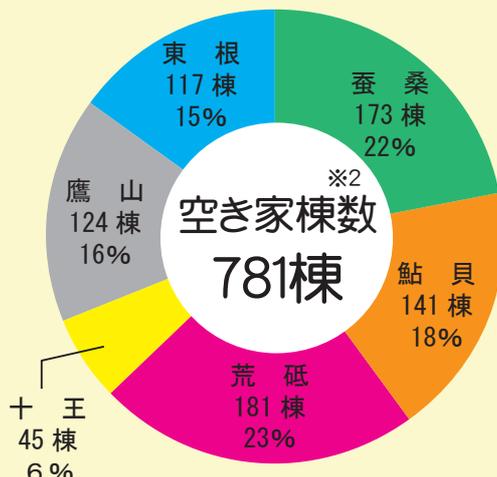
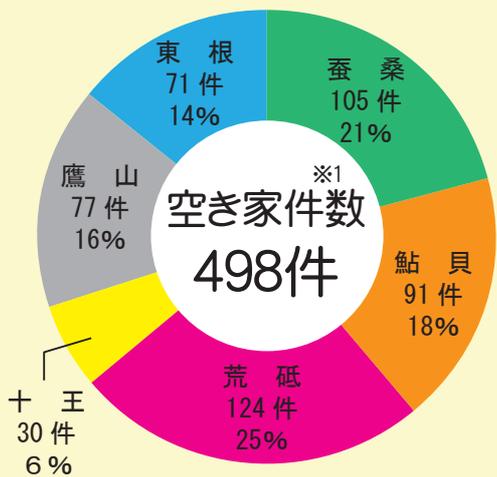
近年、少子高齢化などの影響により全国的に空き家が増加しており、白鷹町でも同様に空き家が増えています。また、時間の経過とともに、空き家の状態も変化し、それに伴う問題も多発しています。そこで、年々増加する町内の空き家の現状を把握するため、8月1日から9月30日までの期間、各地区の自主防災会に協力いただき、全町空き家実態調査を実施しました。

### 調査結果

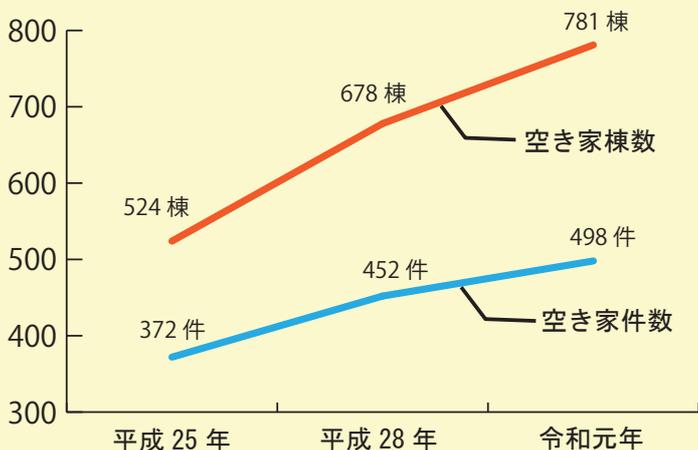
町内の空き家件数は**498件**  
空き家棟数は**781棟**

調査を行った結果、町で把握した空き家は498件（781棟）でした。※1、2  
地区別に空き家の件数をみると、最も多いのが荒砥地区124件で、次いで蚕桑地区105件となりました。荒砥地区の空き家が全体の4分の1を占める結果となりました。

※1 空き家件数：使用されていない住宅やそれに付随している建物をまとめた数  
※2 空き家棟数：使用されていない建物の数



### 空き家件数・棟数推移



空き家の中には、賃貸や売買などの利用や解体によって解消された事例もあります。しかし、それを上回るペースで空き家が増加し、平成25年から令和元年までに空き家は、126件（257棟）増加しています。年間21件（約42棟）の住宅などが空き家になっていることになります。

### 年間21件が空き家化

【空き家相談窓口・問い合わせ】

町民課くらし環境係

☎85-6131